

○堺市立健康福祉プラザ条例施行規則

平成２２年５月２４日

規則第８１号

(趣旨)

第１条 この規則は、堺市立健康福祉プラザ条例（平成２２年条例第８号。以下「条例」という。）第２６条の規定に基づき、堺市立健康福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の管理及び運営について必要な事項を定める。

(平３０規則３９・一改)

(開館時間及び休館日)

第２条 健康福祉センターの開館時間及び休館日は、別表第１のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(対象者)

第３条 条例第４条第４号の市長が特別の理由があると認めるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (１) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第７条第４項の規定により医療受給者証の交付を受けている者
- (２) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の３第７項の規定により医療受給者証の交付を受けている者
- (３) 特定疾患治療研究事業について（昭和４８年衛発第２４２号厚生省公衆衛生局長通知）により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- (４) 前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(平２７規則４６・平３０規則３９・一改)

(専用使用の申請)

第４条 別表第２の１の項の表に掲げる施設（別表第３の１の項及び２の項の表に掲げる附属設備を含む。）を専用使用しようとする者は、健康福祉センター専用使用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定による申請は、使用しようとする日の３か月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、当該日前においても、申請を受け付けることができる。

(令５規則１０・一改)

(共用使用の申請)

第 5 条 別表第 2 の 2 の項の表に掲げる施設を共用使用しようとする者は、その使用の際、健康福祉センター共用使用券（様式第 2 号。以下「使用券」という。）を求め、又は市長が指示する方法により申し込まなければならない。

（使用の許可）

第 6 条 使用の許可は、条例第 10 条第 3 項に定める場合のほか、使用料の納付後、健康福祉センター専用使用許可書（様式第 3 号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付して行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する使用にあつては、使用券の交付をもって、使用許可書の交付に代えるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 15 条第 1 項の規定により健康福祉センター対象者登録証の交付を受けた者の使用にあつては、健康福祉センター対象者登録証の提示及び確認をもって、使用許可書の交付に代えるものとする。

（使用の許可の順位）

第 7 条 使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順序による。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（令 5 規則 10・一改）

（使用の許可に係る使用時間）

第 8 条 使用の許可に係る使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

（使用許可書の提示義務）

第 9 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第 6 条第 1 項の規定により交付された使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。ただし、使用者が第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により使用許可書の交付を受けていないとき、又は市長が特に認める場合であつて、市長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えるときは、この限りでない。

（令 5 規則 10・一改）

（使用の許可の変更）

第 10 条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、健康福祉センター使用許可変更申請書（様式第 4 号。以下「変更申請書」という。）に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

2 市長は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までに、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1 回に限り使用の許可の変更を承認することができる。

(1) 別表第 2 の 1 の項の表に掲げる施設（プール、体育室に限る。） 使用しようとする
日前 28 日

(2) 別表第 2 の 1 の項の表に掲げる施設（プール、体育室を除く。） 使用しようとする
日前 14 日

3 前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由があった場合において、使用の許可を変更して健康福祉センターを使用させることが適当であると認めるときは、使用者から変更申請書に使用許可書を添付して申出を受けることにより当該許可の変更を承認することができる。ただし、市長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

4 市長は、前 2 項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、これを使用者に交付するものとする。

（令 5 規則 10・一改）

（使用者の遵守事項）

第 11 条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用しようとする日までに使用の許可を受けた施設を使用しなくなったときは、速やかに届け出ること。

(2) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。

(3) 所定の場所以外で火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。

(4) 許可を受けないで物品の展示、販売等をしないこと。

(5) 許可を受けないで健康福祉センター内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(6) 許可を受けていない施設、附属設備その他器具備品等を使用しないこと。

(7) 許可を受けないで附属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。

(8) 使用者の使用目的に応じて入館した者に対し第 17 条各号に規定する事項を遵守させること。

(9) 施設、附属設備その他器具備品等の準備又は後始末を行うときは、全て係員の指示に従うこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

（平 30 規則 39・令 5 規則 10・一改）

(使用終了の届出)

第 12 条 使用者は、使用許可を受けた施設の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(使用料)

第 13 条 条例第 10 条第 1 項の市長が定める使用料は、別表第 2 のとおりとする。

2 条例第 10 条第 2 項の附属設備その他器具備品等の種類及び市長が定める使用料は、別表第 3 のとおりとする。

3 市長は、条例第 5 条第 1 項後段の規定により変更の許可をしたときは、既納の使用料を変更後の使用の許可に係る使用料（以下この項において「変更後の使用料」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額は還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは、当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。

4 第 10 条第 3 項の規定により使用の許可の変更をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、前項後段の規定にかかわらず、当該残額を還付するものとする。

5 条例第 10 条第 3 項の規定に基づき使用料を後納させることができる者は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(使用料の減免)

第 14 条 条例第 10 条第 4 項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 条例第 4 条に規定する対象者及びその介護者（対象者 1 人につき、介護者 1 人に限る。）が共用使用するとき 全額

(2) 本市又は条例第 15 条の規定によりプラザの管理を行う指定管理者が主催する行事のために専用使用する場合 全額

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場合 全額又は半額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者（次項の規定により使用料の免除の申請をする場合を除く。）は、健康福祉センター専用使用料減免申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができる。

- 3 第 1 項第 1 号の規定に該当することにより使用料の免除を受けようとする者は、健康福祉センター共用使用料免除申請書（様式第 6 号）に、その事由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（対象者登録証）

第 15 条 市長は、前条第 1 項第 1 号の対象者に係る同条第 3 項の規定による申請を承認したときは、健康福祉センター対象者登録証（様式第 7 号。以下「対象者登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 第 5 条の規定にかかわらず、対象者登録証の交付を受けた者が別表第 2 の 2 の項の表に掲げる施設を共用使用しようとするときは、その使用の際、対象者登録証を提示しなければならない。

- 3 対象者登録証の有効期限は、5 年以内で市長が定める日までとする。

- 4 対象者登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

- 5 対象者登録証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに市長に届け出て、書換え又は再交付を受けなければならない。

- 6 対象者登録証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

（使用料の還付）

第 16 条 条例第 10 条第 5 項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第 10 条第 2 項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第 2 号及び第 3 号の規定は適用しない。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

- (2) 使用者が、別表第 2 の 1 の項の表に掲げる施設（プール、体育室に限る。）を使用しようとする日前 28 日までに使用許可の取消しをした場合 既納の使用料の全額

- (3) 使用者が、別表第 2 の 1 の項の表に掲げる施設（プール、体育室を除く。）を使用しようとする日前 14 日までに使用許可の取消しをした場合 既納の使用料の全額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、健康福祉センター使用料還付申請書（様式第 8 号）に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該還付を受けようとする者が、市長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

（令 5 規則 10・一改）

(入館者の遵守事項)

第 17 条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) プラザ内を不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(令 5 規則 10・一改)

(施設等の破損等の届出)

第 18 条 使用者及び入館者は、プラザの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立健康福祉プラザ破損（滅失）届（様式第 9 号）により市長に届け出て、係員の指示を受けなければならない。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第 18 条の 2 市長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、市長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いて健康福祉センターの使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いた健康福祉センターの使用等に係る手続等について別に定めることができる。

(令 5 規則 10・追加)

(駐車場の管理運営等)

第 19 条 駐車場の供用時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 市長は、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるときは、駐車を拒み、又は駐車場からの退去を命ずることができる。
- 3 駐車場の利用者は、他の自動車の駐車を妨げるなど、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならない。
- 4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。
 - (1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の責めに帰することができない事由により生じた損害

6 条例第 11 条第 1 項の規定により市長が定める駐車料金は、別表第 4 のとおりとする。

7 条例第 11 条第 3 項の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる車両及びその額は、次のとおりとする。

(1) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車 全額

(2) 条例第 4 条に規定する対象者及びその介護者が使用する車両 全額

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める車両 全額
(指定管理者の指定手続)

第 20 条 条例第 17 条第 2 項の申請書は、堺市立健康福祉プラザ指定管理者指定申請書
(様式第 10 号) とする。

2 条例第 17 条第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款その他これに類する書類

(2) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類

(3) 役員名簿

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類
(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理及び運営について必要な事項は、所
管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 この規則の施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手
続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則の例により行うこと
ができる。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日規則第 64 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 46 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立健康福祉プラザ条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市立健康福祉プラザ条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の堺市立健康福祉プラザ条例施行規則の規定により交付された健康福祉センター対象者登録証については、この規則による改正後の堺市立健康福祉プラザ条例施行規則により交付されたものとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 30 日規則第 97 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 17 日規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定（堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則様式第 2 号、堺市立文化館条例施行規則様式第 5 号、堺市立文化会館条例施行規則様式第 2 号（甲）、堺市立青少年センター等の設置及び管理に

関する条例施行規則様式第２号、堺市立健康福祉プラザ条例施行規則様式第３号、堺市民芸術文化ホール条例施行規則様式第４号（甲）、堺市立男女共同参画センター条例施行規則様式第２号及び堺市立のびやか健康館条例施行規則様式第３号を除く。）により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別表第１（第２条関係）

(平２４規則１５・一改)

施設	開館時間	休館日
健康福祉センター（プール、体育室、トレーニング室に限る。）	午前９時から午後 ９時まで	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日 に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) １２月２９日から翌年の１月３日まで
健康福祉センター（プール、体育室、トレーニング室を除く。）		１２月２９日から翌年の１月３日まで

別表第２（第１３条関係）

(平２４規則１５・一改)

１ 専用使用料（単位 円）

		午前 (9:00～12:00)	午後１ (13:00～15:00)	午後２ (15:00～17:00)	夜間(18:00～21:00)	昼間１ (9:00～15:00)	昼間２ (9:00～17:00)	午後 (13:00～17:00)	昼夜間 (13:00～21:00)	昼夜間 (13:00～21:00)	全日 (9:00～21:00)
プール	大人	22,000	15,000	15,000	32,000	37,000	52,000	30,000	62,000	47,000	84,000
	小人	11,000	7,500	7,500	16,000	18,500	26,000	15,000	31,000	23,000	42,000

体育室	大人	4, 2 0 0	3, 2 0 0	3, 2 0 0	6, 6 0 0	7, 4 0 0	1 0, 6 0 0	6, 4 0 0	1 3, 0 0 0	9, 8 0 0	1 7, 2 0 0
	小人	2, 1 0 0	1, 6 0 0	1, 6 0 0	3, 3 0 0	3, 7 0 0	5, 3 0 0	3, 2 0 0	6, 5 0 0	4, 9 0 0	8, 6 0 0
研修室A		9 0 0	7 0 0	7 0 0	1, 3 0 0	1, 6 0 0	2, 3 0 0	1, 4 0 0	2, 7 0 0	2, 0 0 0	3, 6 0 0
研修室B		6 0 0	5 0 0	5 0 0	8 0 0	1, 1 0 0	1, 6 0 0	1, 0 0 0	1, 8 0 0	1, 3 0 0	2, 4 0 0
研修室C		6 0 0	5 0 0	5 0 0	8 0 0	1, 1 0 0	1, 6 0 0	1, 0 0 0	1, 8 0 0	1, 3 0 0	2, 4 0 0
研修室D		6 0 0	5 0 0	5 0 0	8 0 0	1, 1 0 0	1, 6 0 0	1, 0 0 0	1, 8 0 0	1, 3 0 0	2, 4 0 0
大研修室		3, 0 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0	4, 0 0 0	5, 5 0 0	8, 0 0 0	5, 0 0 0	9, 0 0 0	6, 5 0 0	1 2, 0 0 0
クッキング ルーム		1, 0 0 0	9 0 0	9 0 0	1, 4 0 0	1, 9 0 0	2, 8 0 0	1, 8 0 0	3, 2 0 0	2, 3 0 0	4, 2 0 0
クラフトル ーム		1, 5 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 1 0 0	2, 7 0 0	3, 9 0 0	2, 4 0 0	4, 5 0 0	3, 3 0 0	6, 0 0 0

2 共用使用料 （単位 円）

区分		単位	金額
プール	大人	1 人 1 回	6 0 0
	小人	1 人 1 回	3 0 0
体育室	大人	1 人 1 回	5 0 0
	小人	1 人 1 回	2 5 0
トレーニング室	大人	1 人 1 回	5 0 0
	小人	1 人 1 回	2 5 0

備考 これらの表において、「小人」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
の間にある者をいう。

別表第3（第13条関係）

1 体育室の附属設備等（1回につき） （単位円）

種類	単位	金額
プロジェクター	１式	１，０００
マイクロホン	１台	５００
ワイヤレスマイクロホン	１台	５００

２ 研修室の附属設備等（１回につき）（単位 円）

種類	単位	金額
プロジェクター	１式	１，０００
マイクロホン	１台	５００
ワイヤレスマイクロホン	１台	５００

別表第４（第１９条関係）

駐車料金（単位 円）

利用時間	金額
１時間まで	０
１時間を超え２時間まで	２００
２時間を超え３時間まで	３００
３時間を超え４時間まで	４００
４時間を超え５時間まで	５００
５時間を超え閉場まで	６００

様式第 1 号(第 4 条関係)

健康福祉センター専用使用申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住 所(所在地)

フリガナ
氏 名(名 称)

フリガナ
(代表者氏名)

(申請者が自署しない場合又は法人であ
る場合は、記名押印をしてください。)

生 年 月 日

(代表者の生年月日)

電 話 番 号

堺市立健康福祉プラザ条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり健康福祉センターの施設について使用を申請します。

使 用 目 的			申 請 番 号	※第 号
使 用 日 時	年 月 日(曜日)	午前 時から 午後 時まで		
施 設 名				
使 用 附 属 設 備				
使 用 責 任 者	氏 名			
	連 絡 先	電話番号 ()		
※使 用 料	円			
※備 考				

注意 ※印の欄には、記入しないでください。

申請に当たっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

☐ 利用にあたっては、堺市立健康福祉プラザ条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の利用を約束します。

☐ 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。

☐ 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。

様式第2号(第5条関係)

健康福祉センター共用使用券	氏名
(利用種別)	(利用種別)
円	円
健康福祉センター	健康福祉センター

様式第 3 号（第 6 条関係）

健康福祉センター専用使用許可書

年 月 日

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号

堺市長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
合計金額				
注意 この使用許可には、条件を付しているので、必ず御確認ください。				

使用許可の条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
ただし、市長が定める方法をもって、この使用許可書の提示等に代える場合は、当該方法によってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。
- 4 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。
もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市立健康福祉プラザ条例又は堺市立健康福祉プラザ条例施行規則の規定その他係員の指示に違反したときは、許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

様式第4号(第10条関係)

健康福祉センター使用許可変更申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)
(代表者氏名)
(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)
電話番号

堺市立健康福祉プラザ条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり健康福祉センターの使用の許可の変更について使用許可書を添えて申請します。

1 使用許可年月日		年 月 日		
2 変更事項		変更前		変更後
(1) 使用予定日時		年 月 日 時から 時まで		年 月 日 時から 時まで
(2) 使用予定施設				
3 変更の理由				
※堺市処理欄	承認	変更後の金額	円	照合者
		既納額	円	
	不承認	差額	円	
		既納額照合	年 月 日納入	

- (注) 1 再度の変更は、できません。
- 2 使用許可の変更の承認後、当該使用許可の取消しがあっても、使用料の還付はできません(堺市立健康福祉プラザ条例施行規則第16条第1項第1号に規定する天災地変等によるものは除く。)
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号(第14条関係)

健康福祉センター専用使用料減免申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)
氏 名(名称) _____
(代表者氏名)
(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)
電 話 番 号 _____

堺市立健康福祉プラザ条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり使用料の減免について申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜日)	時から 時まで
使 用 申 請 施 設		
行 事 名 称		
減 免 申 請 の 理 由		
※ 使 用 料 額	円	備 考
※ 減 免 額	円	
※ 差 引 納 付 額	円	

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第14条関係)

健康福祉センター共用使用料免除申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請者 住所
氏名
(使用者との続柄)
電話番号

堺市立健康福祉プラザ条例施行規則第14条第3項の規定により、次のとおり使用料の免除について申請します。

使 用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (歳)
	氏 名			
	住 所	郵便番号		
	電話番号			
免除申請の事由	1 身体障害者手帳所持者 2 精神障害者保健福祉手帳所持者 3 療育手帳所持者 4 特定医療費(指定難病)受給者証所持者 5 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者 6 特定疾患医療受給者証所持者 7 その他()			

注意 この申請書には、免除申請の事由を証する書類を添付してください。

※ 以下は、記入しないでください。

決 定 区 分	承 認	交付番号	
	不承認	有効期限	

様式第7号(第15条関係)

(表)

健康福祉センター対象者登録証			
交 付 番 号			
ふりがな 氏 名	(生年月日) 年 月 日		
住 所			
有効期限	年	月	日
堺市長			印
※入館するときは、この登録証を必ず受付に提出してください。			

(裏)

注 意 事 項
1 登録証は、本人以外は使用できません。
2 登録証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3 登録証の記載事項に変更を生じたときは、直ちに市長に届け出ること。
4 登録証を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出ること。
5 登録証が必要でなくなったとき、又は登録証の有効期限を経過したときは、必ず返還すること。

様式第8号(第16条関係)

健康福祉センター使用料還付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)
氏 名(名称)
(代表者氏名)
(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)
電話番号

堺市立健康福祉プラザ条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり既納の使用料の還付について申請します。

使 用 許 可 年 月 日	年 月 日
還 付 の 理 由	
使 用 予 定 日 時	年 月 日 時から 時まで
使 用 申 請 施 設	
使 用 申 請 附 属 設 備	
既 納 の 使 用 料	円
※還付金額	円

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第9号(第18条関係)

堺市立健康福祉プラザ破損(滅失)届

年 月 日

堺市長 殿

届出人 住所(所在地)
氏 名(名称)
(代表者氏名)
(届出人が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)
電話番号

次のとおり堺市立健康福祉プラザの施設又はその附属設備を破損(滅失)したので、堺市立健康福祉プラザ条例施行規則第18条の規定により届け出ます。
ついては、堺市立健康福祉プラザ条例第8条第2項第1号の規定に基づき、指示された方法によって賠償します。

1 破 損 (滅 失) 日 時	年 月 日 (曜 日) 午前 午後 時 分
2 破 損 (滅 失) 箇 所 又 は 物 件	
3 破 損 (滅 失) の 内 容 又 は 程 度	

※ 賠償年月日	年 月 日
※ 賠 償 額	円

注意 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 10 号(第 20 条関係)

堺市立健康福祉プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)
団 体 名
フリガナ
代表者氏名
生 年 月 日
電 話 番 号

印

堺市立健康福祉プラザの指定管理者の指定を受けたいので、堺市立健康福祉プラザ条例第17条第2項の規定により申請します。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- 1 堺市立健康福祉プラザの管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- 2 財務諸表等経営の状況を示す書類
- 3 定款その他これに類する書類
- 4 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- 5 役員名簿
- 6 その他市長が特に必要があると認める書類

様式第 1 号（第 4 条関係）

（令 2 規則 9 7・全改）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 5 規則 1 0・全改）

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

（令 2 規則 9 7・全改、令 5 規則 1 0・一改）

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

（令 2 規則 9 7・全改）

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

（平 2 7 規則 4 6・平 3 0 規則 3 9・一改）

様式第 7 号（第 1 5 条関係）

（平 2 9 規則 6・一改）

様式第 8 号（第 1 6 条関係）

（令 2 規則 9 7・全改、令 5 規則 1 0・一改）

様式第 9 号（第 1 8 条関係）

（令 2 規則 9 7・全改）

様式第 1 0 号（第 2 0 条関係）

（平 2 5 規則 6 4・全改）